

公害防止と化学物質管理

マテリアリティ設定の背景

近年、欧米諸国や中国、東南アジアをはじめ、各国で環境規制が強化されています。これらの規制に先んじた取り組みを促進し、環境影響の限りなく低減に向けて当マテリアリティを設定しました。

目指す姿

持続可能な社会に向けたモノづくりの社会的責任を全うするため、従来の枠に捉われないスキームにもチャレンジし、地域と調和したモノづくりを実現します。

公害防止

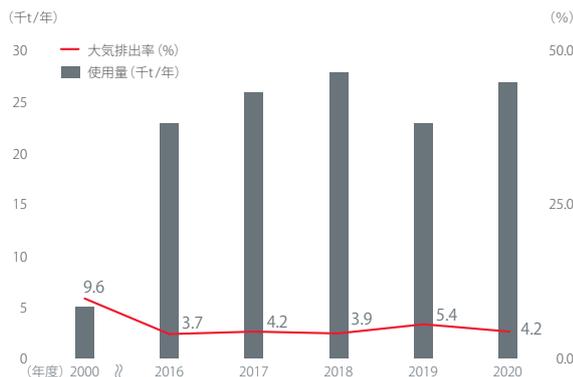
ムラタでは化学物質による汚染を重要な環境リスクと認識し、その回避に努めています。特に液体化学物質の貯蔵や事業所内移送に関連する設備は、事故の未然防止のため、4つの自主基準を定めて対策を実施しています。なお、2020年度も、重大な環境事故や環境法規制の違反はありませんでした。

未然防止のための自主基準（設備関連）

- 地下埋設タンクの原則禁止
- 浸透防止塗装
- 地下埋設配管の禁止
- 緊急遮断装置の設置

また、大気汚染の原因のひとつである揮発性有機化合物（VOC: Volatile Organic Compound）の排出抑制のため、VOC排出量の多い事業所には排ガス処理装置（RTO）を自主的に導入し、使用量の96%を除去しています。

揮発性有機化合物使用量と大気排出率の推移（国内）



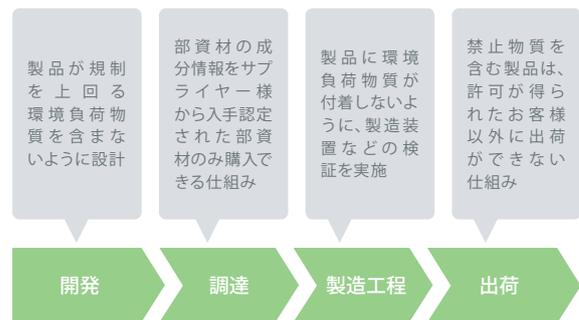
今後は、ヒューマンエラーによる環境インシデント予防のためにIoTシステムを活用した仕組みの導入や原材料や工法の見直しを含むVOC排出量削減などの取り組みを推進していきます。

化学物質管理

RoHS指令やREACH規則[※]などの法令遵守はもとより、環境負荷物質のグローバル・トレンドやお客様からのご要求を取り入れたムラタの自主基準を設け、下図の管理体制で、製品に含有される環境負荷物質の削減・禁止に積極的に取り組んでいます。

※REACH規則…化学品の登録、評価、認可および制限に関するEU法

ムラタにおける環境負荷物質の管理体制



また、ムラタでは、環境負荷物質の法改正にも先回りの対応を実施しています。

現在のRoHS指令では、EUで販売される電子・電気機器に対して10種類の化学物質の含有が制限されています。このうち、4種類の特定フタル酸エステル類の含有制限は2019年7月から施行されましたが、ムラタではこれに先立ち、2017年7月から新規開発製品に対し特定フタル酸エステル類の含有を禁止しています。また、接触汚染を防止するため、工程や物流の過程で接触する包装材や治工具類も管理の対象としています。

引き続き、製品の環境負荷物質の含有だけでなく、製造工程で取り扱う化学物質による作業員への暴露リスクにも考慮し、リスク低減の取り組みを推進していきます。